

福祉事業所の 農福連携を 応援します！

R8年度より
利用者の農作業負担を軽減する経費
(空調服等)
草刈り機
が補助対象になります！

農業分野等チャレンジ支援事業補助金

農林水産分野の新規受託に向けた
受注環境の整備

補助内容

新たな農林水産分野での作業の受託に取り
組む際の資材・機器の購入、農作業負担の軽
減に要する経費

(例)草刈り機、選果用の計量器、食品用乾燥機

補助率

2/3以内(補助限度額100千円)

新たに自主農業を開始する
事業者の栽培環境の整備

補助内容

新たに自主農業を開始する際の機械・施設
等の購入及び農作業負担の軽減に要する
経費

(例)耕運機、管理機、トラクター

補助率

1/2以内(補助限度額:300千円)

自主農業に取り組む事業者の
栽培作物の生産性向上、
多品種栽培への展開

補助内容

自主農業における生産性向上、多品種栽
培展開のための、機械・施設等の購入及
び農作業負担の軽減に要する経費

(例)ビニールハウス、管理機、根葉切り機

補助率

1/2以内(補助限度額1,000千円)

専門家派遣による支援

補助内容

専門家から指導・助言を受けた際の謝金や
交通費・宿泊費等の経費

(例)農業技術の専門的な指導や6次化のため
のコンサルティング経費

補助率

1/2以内(補助限度額250千円)

募集期間

令和8年8月20日から令和8年9月17日まで
※予算の残存額の範囲内での事業採択となります。

対象事業

本補助金の交付決定日から令和9年3月31日までに実施する事業
※受注環境の整備以外の事業については、事業計画書により審査を行います。

●問合せ先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課就労支援担当
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
電話:0857-26-7889
電子メール:shougai-fukushi@pref.tottori.lg.jp

詳しくはHPを
ご覧ください



農業分野等チャレンジ支援事業補助金活用事例

【新たな農林水産分野で作業受託に取り組む際の受注環境の整備】

事例①(R5)：ミニトマト・サツマイモの
乾燥作業（San-fuku 様（就労B型））

▶補助経費：食品乾燥機の購入費



事例②(R3)：ニンニクの分球、選別作業
（淀江作業所 様（就労B型））

▶補助対象経費：デジタル式計量器の購入費

事例③(R3)：農地管理（草刈り）
（リヴよどえ 様（就労B型））

▶補助対象経費：電動草刈り機の購入費

【新たに自主農業を開始する際の栽培環境の整備】

事例(R5)：トマト・ナス・ピーマン等の自主農業（白うさぎ 様（就労B型））

▶補助経費：トラクター、耕運機の購入費

【自主農業の栽培作物の生産性の向上、多品種栽培への展開】

事例①(R6)：白ねぎの生産効率向上
（いちごの広場 様（就労B型））

▶補助経費：根葉切り機、重量選別機の購入費



事例②(R6)：ジャガイモ・小松菜・ねぎ等の
生産効率向上（たんぽぽ 様（就労B型））

▶補助経費：管理機の購入費



事例③(R5)：野菜・花等の多品種栽培
（サポートイルカ 様（就労B型））

▶補助経費：ビニールハウス購入費



事例④(R5)：白ねぎの生産拡大
（林-RIN- 様（就労A型））

▶補助経費：移植機、鎮圧機の購入費

